

## 03 金融庁 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	拡充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の番 号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係官庁
1084040	地方公共団体による銀行経営 に対する規律づけの確立		銀行法第五十二条の二を見直し、現在、銀行株式 大量保有に関する届出の対象外として「国、地方 公共団体その他これらに準ずるものとして政令で 定める法人を除く」とされている規定から地方公 共団体を除き、「国その他これらに準ずるもの として政令で定める法人を除く」とする。	<p>新銀行東京は2008年6月現在、都税は約1400億円が使われ、累積赤字が1016億円に達している。これだけの負債を抱えている現状を見れば、東京都が中心となって行われたこの銀行事業は失敗であったといっている。この失敗の要因は銀行の経営能力の欠如、経営方法の如何、経済状況の変化、大株主である都の経営介入など多岐にわたると考えられる。</p> <p>上記に関する、法令上の問題の一つとして、銀行法第52条の2に規定する銀行議決権大量保有者として地方公共団体が対象外とされている点が考えられる。これにより、通常、銀行の株式を大量保有しようとするものが行うべき届出（同法第1項に基づく銀行議決権保有届出）等が行われていない。</p> <p>地方公共団体がこれだけ大きい規模の事業を主導で行い、しかも銀行業というとてもナイーブな事業を扱っているにもかかわらず、その事業を始める際にどこからも牽制されることなく始められてしまうことは、今回のような失敗を誘発する要因になるのではないかと懸念される。もちろん事前に届出、審査が行われていたからといってすべてがうまくいくわけではない。しかし多額の税金を使う際に“熟慮の機会を与える”という意味では、やはり所管省庁への届出等の手順は踏まえるべきである。</p> <p>以上の理由から銀行法第五十二条の二の改正を提案する。</p>		個人	東京都	金融庁